

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

岩泉町の令和3年度一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	92,597 千円
【歳出】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,870,725 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位: 千円

施策区分	令和3年度一般会計予算のうち社会保障施策に要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税	その他
1 総合福祉	45,863	8,831	0	4,262	2,270	30,500
2 医 療	635,829	11,511	0	92,686	31,472	500,160
3 介護・高齢者福祉	103,156	0	0	7,148	5,106	90,902
4 子ども・子育て	689,177	73,449	55,300	42,253	34,113	484,062
5 障がい者福祉	396,502	193,279	0	96,693	19,627	86,903
6 貧困・格差対策等	198	0	0	0	9	189
計	1,870,725	287,070	55,300	243,042	92,597	1,192,716

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。